

2019年の規定審議会にクラブから提案する制定案を
クラブが承認したことを証する為の書面

木更津東ロータリークラブは2019年規定審議会に提案する下記の件を、下記の手続きにより当クラブの提案とすることを承認したことを証します。

提案者： 木更津東ロータリークラブ（日本、第2790地区） RI承認NO:C 15043

制定案： ロータリーの目的の規定を改正する件

承認者： 第2790地区の郵便投票により承認
(2017年12月 日)

ロータリーの目的を改正する件

1 **国際ロータリー定款**を次のように改正する(手続要覧第13ページ)。

2

3 **第4条 ロータリーの目的**

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎としてロータリアンのすべてが奉仕の理念を奨励し、これを
5 育むことにある。具体的は、次の各項を奨励することにある：

6 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

7 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する
8 機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

9 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念
10 を実践すること；

11 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人ロータリアンが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
12 平和を推進すること。

13

14 さらに、**標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する(『手続要覧』第 88ページ)。

15

16 **第5条 ロータリーの目的**

17 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎としてロータリアンのすべてが奉仕の理念を奨励し、これを
18 育むことにある。具体的は、次の各項を奨励することにある：

19 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

20 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する
21 機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

22 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念
23 を実践すること；

24 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人ロータリアンが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
25 平和を推進すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 26 2007年規定審議会において、職業分類に社会奉仕の種類に従って分類されることが追加された。し
27 かし、ロータリーの目的は、依然として「意義ある事業の基礎として」と規定されている。この規定では、
28 社会奉仕の種類に従って分類されて入会したロータリアンについて配慮されていない。さらに第4項
29 の「職業人」を「ロータリアン」と改正することにより、全ロータリアンの目的が明確になる。

上記の提案を

承認した理事会： 2017年10月 4日 木更津東ロータリークラブ定例理事会

上記の提案を

承認した例会： 2017年10月25日 木更津東ロータリークラブ第16回例会

提案者

木更津東ロータリークラブ

2017-18年度会長： 大澤藤満

署名

大澤 藤満

2017-18年度幹事： 松岡邦芳

署名

松岡 邦芳

制定案 19-

ロータリーの目的の規定を改正する件

提案者: 木更津東ロータリークラブ(日本、第2790地区)

承認者: 第2790地区の郵便投票により承認
(2017年12月 日)

1 **国際ロータリー定款**を次のように改正する(手続要覧第13ページ)。

2

3 **第4条 ロータリーの目的**

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎としてロータリアンのすべてが奉仕の理念を奨励し、これを
5 育むことにある。具体的は、次の各項を奨励することにある:

6 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

7 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する
8 機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;

9 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念
10 を実践すること;

11 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人ロータリアンが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
12 平和を推進すること。

13

14 さらに、**標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する(『手続要覧』第 88ページ)。

15

16 **第5条 ロータリーの目的**

17 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎としてロータリアンのすべてが奉仕の理念を奨励し、これを
18 育むことにある。具体的は、次の各項を奨励することにある:

19 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

20 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する
21 機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;

22 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念
23 を実践すること;

24 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人ロータリアンが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
25 平和を推進すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

26 2007年規定審議会において、職業分類に社会奉仕の種類に従って分類されることが追加された。し
27 かし、ロータリーの目的は、依然として「意義ある事業の基礎として」と規定されている。この規定では、
28 社会奉仕の種類に従って分類されて入会したロータリアンについて配慮されていない。さらに第4項
29 の「職業人」を「ロータリアン」と改正することにより、全ロータリアンの目的が明確になる。